

鹿屋市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

鹿屋市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年鹿屋市規則第270号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「73,090円」を「75,290円」に、「36,500円」を「37,600円」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。